

《付録の利用上の注意》

1 利用について

この付録は、平成 22 年版の本報告書に収録した、平成 22 年 1 年間の毎月の推計人口・世帯数について、その一部を「平成 22 年国勢調査結果」に基づいて、再集計したもの等を収録している。

「香川県人口移動調査」による人口及び世帯数は、同調査規程第 5 条により、最新の国勢調査結果を基に推計することになっているが、平成 22 年の場合、9 月以前は「平成 17 年国勢調査」を、10 月以降は「平成 22 年国勢調査」を基に推計することになる。しかし、平成 22 年版を作成した時点では、「平成 22 年国勢調査」による人口等の「確定値」が未公表であったため、10 月以降の人口・世帯数は「速報値」に基づくものを掲載している。

その後、平成 23 年 10 月 26 日に同調査の「確定値」が公表され、それに伴い、平成 22 年 10 月以降の推計人口等も再集計したので、この度、平成 23 年版の報告書の作成に合わせ、付録として収録した。

2 用語について

(1) 人 口

最新の国勢調査人口を基礎に、住民基本台帳及び外国人登録による毎月の出生、死亡、転入、転出数を加減して算出したもので、毎月 1 日現在で推計、公表している。

なお、よく比較される人口として、住民基本台帳人口があるが、これは①登録人口である ②国勢調査人口を基準にしない ③外国人を含まない ④毎月末日現在で公表される等の点において、推計人口とは差異がある。

(2) 世 帯 数

最新の国勢調査世帯数を基礎に、毎月の世帯増減数を加減して算出したもので、人口と同様、毎月 1 日現在で推計、公表している。

なお、国勢調査と住民基本台帳では、世帯の定義が異なっている。また、昭和 55 年国勢調査から世帯の定義が一部変更され、会社・官公庁等の独身寮については従来 1 棟 1 世帯としていたものを、1 人 1 世帯としたため、世帯数は大幅に増加しており、過去との比較にあたっては留意されたい。

(3) 年 齢

年齢別人口は、平成 22 年国勢調査結果（平成 22 年 10 月 1 日現在）である。

(4) その他の用語、比率等

性比＝女を 100 とした場合の男の数

年少人口＝0～14 歳の人口

生産年齢人口＝15～64 歳の人口

老年人口＝65 歳以上の人口

年少人口指数＝年少人口／生産年齢人口×100

老年人口指数＝老年人口／生産年齢人口×100

従属人口指数＝（年少人口＋老年人口）／生産年齢人口×100

老年化指数＝老年人口／年少人口×100